

さいたま市図書館広告媒体設置事業者公募要項

1 趣旨・目的

本事業は、さいたま市立中央図書館及び拠点図書館（以下、「図書館」という。）に広告媒体を設置することで、歳入の確保及び地域経済の活性化等を図ることを目的とするものです。本要項は、公募型プロポーザル方式により広告媒体設置事業者を選定するために必要な事項を定めるものとします。

2 事業概要

- (1) 事業名 さいたま市図書館広告媒体設置事業
- (2) 事業概要 事業者は、図書館の一部を有償で使用し、広告媒体の設置、広告の掲出及び維持管理を行います。
- (3) 契約期間 令和9年4月1日から令和14年3月31日までとします。（撤去に係る期間を含む）
※契約期間の満了後の更新はできない。
- (4) 貸付料 事業者からの提案によります。
- (5) 保証金 さいたま市財産規則第37条の2の規定による額(年額の2分の1の額)
- (6) 契約形態 さいたま市との間で建物賃貸借契約を締結します。

3 募集の概要

- (1) 募集区分 広告媒体設置スペース
- (2) 設置方法
図書館の一部を建物賃貸借契約により有償で使用するものとします。
- (3) 貸付期間
令和9年4月1日から令和14年3月31日までとします。
- (4) 貸付料
別紙1「設置・運営に係る条件」のとおりとします。
- (5) 設置条件
別紙1「設置・運営に係る条件」のとおりとします。
- (6) 設置場所
図書館内、12か所
※別添「物件調書」を参照してください。
- (7) その他
その他詳細な条件は、別紙1「設置・運営に係る条件」のとおりとします。

4 参加要件

申込みできる事業者は、次の①から⑥までのいずれにも該当しない者であることを要件とします。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）167条の4第1項及び第2項に規定する者。
- ② 直近2年間に於いて、法人税（個人事業者にあつては所得税）、及び法人市民税（さいたま市内に本店、支店、事業所等を有する場合）を未納及び滞納している者。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第3条及び第4条に規定する指定を受けた指定暴力団等に該当する者。
- ④ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員である者。
- ⑤ さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札等除外措置を受けている期間がある者。
- ⑥ さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱、又はさいたま市物品購入等及び委託業務業者入札参加停止要綱に基づく指名停止を受けている者。

※申込者が契約者となっていただきます。

5 応募手続き

（1）提出書類及び部数

提出書類	内容	部数
①提案参加申込書	様式第1号	2部
②誓約書	様式第2号	2部
③事業者の概要及び実績	様式第3号 ※実績がある場合は、契約書（写）を添付してください。	2部
④登記事項証明書 （法人の場合）	履歴事項全部証明書	2部
⑤身分証明書 （個人事業者の場合）	運転免許証、旅券等の写し	2部
⑥納税証明書	直近2か年分の法人税（個人事業者の場合は所得税）、法人市民税（さいたま市内に本店、支店、事業所を有する場合）の納税証明書	2部
⑦決算報告書	過去3期分の決算報告書の写し	2部

⑧企画提案書	様式第 5 号	1 1 部
⑨貸付料提案書	様式第 6 号	1 1 部

(注意)

1. 部数 2 部については、正副各 1 部（副 1 部はコピー可）とする。
2. 各種証明書は、提出日の 3 か月以内に発行されたものに限る。
3. ⑧、⑨については、正本 1 部、副本 1 0 部（コピー可）とする。なお、副本に関しては、応募者名が分からないように、社名、シンボルマーク等を記入しないこと。
※コピーの場合、黒塗り等の加工も可とする。

(2) 書類作成上の注意

- ①企画提案書は、様式第 5 号の「企画提案書」を頭紙とし、その他は任意様式とします。別紙 2「審査基準」を参照したうえで、提案書を作成し、提出してください。
- ②提出書類の規格は、証明書を除き原則として A 4 版（両面印刷）とします。
- ③企画提案書は、分かりやすく簡潔に記入してください。
- ④提出書類は、一切返却いたしません。
- ⑤書類提出後の追加及び変更は、原則として認めません。

(3) 提出期限

- ①～⑦の書類 令和 8 年 1 0 月 2 7 日（火）
- ⑧、⑨の書類 令和 8 年 1 1 月 1 6 日（月）

(4) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留郵便に限ります。）とします。

持参の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時まで。

郵送の場合は、受付期間内に必着とします。

※未着・遅延の場合、理由にかかわらず受付できません。

(5) 提出先

〒330-0055

さいたま市浦和区東高砂町 1 1 - 1

さいたま市立中央図書館 管理課 企画・調査係

電話：048-871-2176

E-mail：chuo-lib-kanri@city.saitama.lg.jp

6 審査方法

「さいたま市図書館広告媒体設置事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、審査及び選定を行います。

(1) 審査基準

別紙 2「審査基準」のとおりとします。

(2) 書類審査

提出された書類に基づき、書類審査を行います。

(3) 事業者の選定

書類審査により企画提案内容等を総合的に評価し、最優秀提案者及び次点者を選定します。

(4) 選定結果の通知及び公表

選定結果は、令和8年11月に提案者全員に通知文書を送付します。

また、最優秀提案者は、その法人名をさいたま市ホームページにて公表します。

なお、審査の経過などに関する問い合わせには一切応じません。

(5) 選定後の手続き

最優秀提案者を内定者とし、設置・運営に伴う協議を行います。協議については、早急に行いますので、対応できる体制を整えてください。

7 質問及び回答

この募集要項について質問がある場合は、様式第4号の「質問書」を5(5)に掲げる提出先に電子メールにて提出してください。(送信後、電話(午前9時から午後4時まで)で受信確認をしてください。)

口頭による質問は、受け付けません。

なお、本公募とは関係のない事項に対する質問や、その他公正な審査を阻害するおそれがある質問等には、回答しません。

・受付期限：令和8年10月13日(火)午後4時まで

・回答：令和8年10月16日(金)にさいたま市ホームページにて質問と共に公表します。

8 内定の取消

(1) 次の場合には、事業者の内定を取り消すものとします。

①提出書類に虚偽の記入があったとき。

②正当な事由なく契約手続きに応じなかったとき。

③「4 参加要件」に掲げる要件に適合しなかったとき。

④事業者の資金事情の変化等により、企画提案した事業の運営が確実に履行できないと判断したとき。

⑤著しく社会的信用を損なう行為等により、事業者として相応しくないと判断したとき。

(2) 上記による内定取り消し又は内定者の辞退等があった場合には、次点者を繰り上げるものとします。

9 その他

- (1) 本公募への応募に要する一切の費用は、応募者の負担とします。
- (2) 提出書類は、参加者に無断で事業者選定以外の目的に使用しません。行政情報開示請求により公開する場合があります。

10 公募スケジュール(予定)

項目	日時・期間	備考
募集要項配布	令和8年10月6日(火)	ホームページ上で配布
質問書受付締切	令和8年10月13日(火)	
質問に対する回答	令和8年10月16日(金)	ホームページ上で公表
提案参加申込書等受付締切	令和8年10月27日(火)	付属書類も提出すること
参加資格確認結果の通知	令和8年11月2日(月)	
企画提案書等受付締切	令和8年11月16日(月)	
選定結果の通知	令和8年11月下旬	
契約の締結	令和8年11月下旬	